

18歳から大人！ひとりで悩まず、すぐ相談

若者消費者トラブル110番



☎0749-23-0999

(相談専用)

期間：令和4年12月1日(木)～令和5年1月31日(火)

※日曜日、年末年始(12/29～1/3)、祝日(1/9)を除きます

相談時間：月～土曜日 午前9時15分～午後4時

対象：滋賀県内在住の29歳以下の方の消費生活相談

※未成年の方はご家族からの相談も可。

※期間終了後のご相談は随時受け付けます。

※県外在住の方は消費者ホットライン「188」をご利用ください。



インターネット消費生活相談も利用できます

これって靈感商法？
金運アップのはずが
占いサイトで高額請求

スマホで副業！
マニュアルどおりに
やっても儲からない

化粧品の定期購入
解約したいのに
電話が繋がらない

体験エステで、「今
だけの特別価格」と
勧誘され、高額契約

ネット通販で注文した
商品が届かない

小学生の子どもが
オンラインゲームで
高額課金

これってマルチ商法？
先輩に誘われた
簡単に稼げる話

おかしいな、困ったなど
思ったら、すぐご相談ください

